

高知県人権教育研究協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県人権教育研究協議会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、人権教育事業を推進するため、一般社団法人高知県人権教育研究協議会（以下「補助事業者」という。）が行う別表1の補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率、補助対象経費、補助限度額)

第3条 前条に規定する補助事業の補助率、補助対象経費及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者がこの補助金の交付申請をする場合には、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 事業別収支内訳書（別記第4号様式）

(交付決定等)

第5条 教育長は、前条による補助金交付申請書を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 教育長は前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 教育長は、補助事業の実施にあたり契約の相手方が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更等)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容変更又は事業間における経費の配分変更を行う場合は、事前に補助金変更交付申請書（別記第5号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容に変更がなく、補助事業細目間の経費の配分を変更する場合で、それぞれの補助事業費の20パーセント以内であって、補助金の額に影響を及ぼさない場合はこの限りでない。

- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止するときは、中止・廃止承認申請書（別記第6号様式）を提出し、教育長の承認を受けなければならない。
- 3 教育長は、前2項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の変更、中止又は廃止の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たって、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

3 県税の滞納がないこと。

4 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、教育長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 教育長の承認を受けて財産を処分又は譲渡することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(グリーン購入)

第8条 補助事業者は事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(状況報告)

第9条 教育長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（別記第7号様式）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、教育長に提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書（別記第2号様式）
- (2) 収支決算書（別記第8号様式）
- (3) 事業別収支内訳書（別記第4号様式）

2 前項の規定による実績報告書及び関係書類は、補助事業を完了した日、中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は、補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

3 補助事業者は、第7条2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第7条2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報

告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第9号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 教育長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金額を確定し、交付決定額と確定額が相異なる場合は、当該補助事業者には通知するものとする。

(補助対象事業の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類とともに、補助事業を中止又は廃止した日、又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(情報公開)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4項、第10条第4項、第12条及び第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

別表 1（第 2 条、第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び 補助限度額
1 人権教育研究事業 (1) 人権教育に関する各種研修会、講習会の開催又はこれに参加する事業 (2) その他社会教育及び学校教育における人権教育の振興に寄与する研究活動事業 〔 (1) 及び (2) にかかわらず、参加費等を徴収する事業は補助対象としない。 〕	事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費（郵送）、保険料）、委託料、使用料及び賃借料とする。	1 / 2 以内 1,500,000 円

別表 2（第 5 条、第 7 条関係）

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。 (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。 (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。 (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。 (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
